

平成 20 年度

行政監査の結果に関する報告書
(県が発行する刊行物の作成及び活用状況について)

平成 21 年 3 月

島根県監査委員

監 第 1 9 2 号

平成21年3月12日

島根県議会議長
島根県知事
島根県教育委員会委員長
島根県公安委員会委員長
様

島根県監査委員	福間 賢造
島根県監査委員	大屋 俊弘
島根県監査委員	山崎 悠雄
島根県監査委員	山川 博司

平成20年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

組織及び運営の合理化に資するための意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況については、平成21年9月末日までに通知してください。

目 次

第1 行政監査の趣旨 -----	1
第2 監査の概要 -----	1
1 監査対象事務 -----	1
2 監査対象事務の選定理由 -----	1
3 監査実施機関及び刊行物 -----	1
4 監査実施期間 -----	1
5 監査の実施方法 -----	1
6 監査の着眼点 -----	2
第3 監査結果 -----	3
1 刊行物の目的及び必要性について -----	3
(1) 刊行物の目的及び必要性 -----	3
(2) 同種の刊行物との調整 -----	3
2 刊行物の作成及び配布状況について -----	3
(1) 原稿の作成、レイアウト、デザイン等 -----	3
(2) 刊行物作成に係る事務手続 -----	4
(3) 環境への配慮 -----	4
(4) 配布先、配布方法等 -----	5
(5) 刊行物の管理等 -----	5
(6) 電子情報の活用 -----	6
3 刊行物の作成上の留意点について -----	6
(1) 読者に対する配慮 -----	6
(2) 問い合わせ先等の記載 -----	7
4 刊行物の広告掲載について -----	7

第4 組織及び運営の合理化に資するための意見	-----	8
別表1 平成20年度行政監査実施機関一覧表	-----	10
2 監査対象刊行物一覧	-----	11
資料 行政監査結果の概要	-----	13

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施するものであり、平成20年度においては、次のとおり実施した。

第2 監査の概要

1 監査対象事務

県が発行する刊行物の作成及び活用状況について

(注) 対象とした刊行物は、平成19年度中に県が印刷会社等に発注して作成した冊子、パンフレット、リーフレット、チラシなどのうち、県民、市町村及び関係団体等に対して県の施策や制度等を周知するなどのために発行した印刷物である。

2 監査対象事務の選定理由

県行政は、県民にその情報を的確に提供し、県民の理解と参画を得ながら進めていくことが必要である。

県が発行する冊子やパンフレットなどの刊行物は、県の計画、施策内容、事業成果等の県政に関する情報や制度の周知等のための重要な媒体になるものである。

このため、刊行物をより意義あるものとし、今後の県行政の推進に資する観点から、監査することとした。

3 監査実施機関及び刊行物

刊行物のほとんどは本庁で作成されていることから監査は本庁を対象とし、このうち特に県民向けの広報や啓発をするための刊行物を作成した38課の41刊行物(10~12ページ参照)について実施した。

監査対象刊行物の種別

(単位：件、円)

部局	冊子	パンフレット	リーフレット・チラシ	その他	合計	契約金額
知事部局 (33課)	17	9	6	4	36	96,549,141
教育委員会 (4課)	1	1	2		4	4,082,008
警察本部 (1課)		1			1	149,625
合 計 (38課)	18	11	8	4	41	100,780,774

4 監査実施期間

平成20年12月4日～平成21年3月3日

5 監査の実施方法

監査については、職員調査結果及び監査実施機関から提出された監査資料等によ

る書面監査とした。

6 監査の着眼点

監査に当たっては、次の事項を着眼点とした。

- (1) 刊行物の作成目的及び必要性等は適切であるか。
- (2) 刊行物の記述等は適切であるか。
- (3) 刊行物の活用等は適切であるか。
- (4) 刊行物の予算執行等は適切であるか。

第3 監査結果

1 刊行物の目的及び必要性について

(1) 刊行物の目的及び必要性

① 目的及び必要性について

刊行物の目的や必要性について特に問題となるものはなかった。

なお、定期的に発行されている刊行物の中には、発行が重ねられていく中で、目的や必要性に対する認識が希薄となり、配布先や作成部数等について検討や工夫が十分に行われないまま作成されているもの（刊行物番号4、10、29、32）があった。

② 配布時期について

配布時期については、その目的に沿った適切な時期に発注が行われ、配布されているものがほとんどであった。

(2) 同種の刊行物との調整

同種の刊行物との調整はされていた。

2 刊行物の作成及び配布状況について

(1) 原稿の作成、レイアウト、デザイン等

① 原稿の作成について

原稿の作成を業者等が行っていたものが5件あった。このうち2件については県と業者との協議の上で作成され、3件については県が参加する協議会で専門的な協議がされた上で作成されており、すべてを業者等に任せていた事例はなかった。

② レイアウト、デザイン等の作成について

レイアウト、デザイン等の作成については、刊行物の内容を読者に分かりやすく、より効果的に表現する観点から、業者等が作成していたものが18件あったが、県と業者等との協議の上で作成されていた。

③ 編集協議の実施について

刊行物の編集に当たっては、編集協議が行われていないものが8件あり、

このうち他部局との協議が必要と認められたものが 1 件（刊行物番号 20）であった。

④ 編集協議への広報主任等の参加について

編集協議に当たって広報主任等が参加していたものは 15 件あった。

（2）刊行物作成に係る事務手続

印刷発注に係る事務手続のうち、執行伺い、予定価格の積算根拠、契約方法等については、おおむね適正であったが、印刷仕様書の作成や作成部数の積算根拠の一部に次のような問題点があった。

印刷を発注する際に示す仕様書については、その内容を執行伺いに記載しているものの、仕様書が作成されていなかったものが、7 件あった。

またホームページ等に掲載するため、刊行物の印刷にあわせて印刷業者から電子データを納入させる場合に、仕様書に電子データの納入を明確に記載しているものは、ほとんどなかった。

作成部数については、配布が関係先に限定されているにもかかわらず、予備として必要以上に印刷したもの（刊行物番号 4）や、配布先を検討しないまま印刷していたもの（刊行物番号 10）があった。

（3）環境への配慮

① 再生紙の使用について

県は、毎年度「島根県グリーン調達推進方針」を策定し、印刷用紙については、再生紙（古紙パルプ配合率 70 % 以上）を優先的に使用する旨を定めている。

再生紙の使用については、再生紙を使用していたものが 33 件（80 %）、使用していなかったものが 8 件（20 %）であった。

再生紙を使用していなかった事例においては、調達推進方針に基づいた再生紙の使用について十分検討されないまま「割高である」「カラーの発色が劣る」「耐久性に劣る」等の理由を付けて、対応されていないものがあった。

また、県から業者に行う再生紙使用の指示については、仕様書によらないで口頭により行ったものがあった。

② 再生紙使用の表示について

再生紙を使用していた33件のうち、表示していたものが9件（27%）、表示していなかったものが24件（73%）であった。

表示していた9件の表示方法については、単に再生紙を使用している旨を記載しているもの、再生紙の使用と古紙パルプ配合率を記載しているものなどがあった。

(4) 配布先、配布方法等

① 配布先、配布部数等について

配布先、配布部数等については、ほぼ計画どおり送付されていた。

しかし、配布先の活用状況について把握されている事例は見受けられなかつた。

② 配布方法等について

配布方法等については、ほとんどが直接配布や市町村を通じての配布であったが、民間団体の協力を得て効果的な配布が工夫されているもの（刊行物番号9）や、他所属の刊行物と配布先が同じ場合に、連携のもとに一緒に配布を行っているもの（刊行物番号3、21）があった。

(5) 刊行物の管理等

① 県政情報センターへの刊行物の送付について

刊行物のうちパンフレット類を除く行政資料については、県民の利用に供するため、行政資料収集管理規程（平成6年10月3日施行）により県政情報センターへ送付することとされており、送付することが必要と認められたもの29件のうち、送付されていなかったもの3件（刊行物番号25、31、32）があった。

② 残部の活用方法について

残部を要望に応じ送付した場合、送付先や部数が記録されている事例は見受けられなかった。

(6) 電子情報の活用

① 電子情報との併用

県民が利用できるブロードバンド（高速大容量通信）環境の整備が進み、県政情報の提供に当たってインターネットの活用は有効な手段となってきている。

監査対象刊行物のうち33件（80%）は、インターネットのホームページにも同様の内容が掲載され、印刷物の発行だけでなくインターネット等の電子情報としても発信されていた。

併用されていなかった8件のうち、3件（刊行物番号4、31、34）については、幅広い手段で周知することが効果的であると判断され、併用することが望ましいと認められた。

② 電子情報への代替可能性

刊行物について印刷物での発行に代えインターネットへの掲載のみに移行することは、県民サービスの低下につながるおそれがあるとして、ほとんどの所属で困難としていたが、配布先が行政機関や関係団体に限定されている2件（刊行物番号33、38）については、ホームページへの掲載のみに切り替えることを予定していた。

3 刊行物の作成上の留意点について

（1）読者に対する配慮

読者に対する配慮は、おおむね適切に行われていた。

子ども、高齢者、障害者に対して次のように工夫されている事例があった。

子ども向けには、漢字に「ふりがな」が振ってあり、子どもが読みやすいように工夫されていた事例（刊行物番号27）。

高齢者向けには、活字を大きくするとともに、わかりやすいイラストが使用されていた事例（刊行物番号12）。

視覚障害者用のために、印刷物（「フォトしまね」（刊行物番号2）や「シマネスク」（刊行物番号3））の情報を朗読した「声の広報」が制作されていた事例。

(2) 問い合わせ先等の記載

① 問い合わせ先等の記載について

記載内容についての問い合わせ先（課名、電話番号等）が記載されていないものはなかった。記載状況は、課名のみが5件、課名とホームページアドレスが1件、課名と電話番号が12件、課名と電話番号のほかにファックス番号とメールアドレスまで記載してあるものが23件であった。

② 写真、イラスト、統計資料について

写真やイラストの掲載に当たっては、県の所有物でないものについては、所有者から使用の承諾を得ており、特に問題はなかった。

統計資料の掲載に当たっては、13件の刊行物で所管部局以外で作成された資料も記載されていたが、出典が記載されており特に問題はなかった。

4 刊行物の広告掲載について

① 刊行物の広告掲載について

県においては、広報誌等の印刷物を含む県有資産の有効活用の一策として、島根県広告事業実施要綱（平成19年4月1日施行）を制定し、広告事業の推進を図ることとしているが、この要綱により新たに広告を掲載したものはなかった。

一方、要綱の制定以前から広告を掲載しているものが3件あった。3件のうち1件（刊行物番号30）は広告主を公募して決定しており、2件（刊行物番号2、3）は刊行物の制作にあわせて広告掲載を業者に委託していた。平成19年度におけるこの3件の広告料金の総額は300万円余となっており、県に収入されていた。

② 今後の刊行物での広告掲載について

上記の3件以外の刊行物に広告を掲載することについては、刊行物の性格上ふさわしくないことや配布先が関係機関等に限定されていて広告募集が困難であることなどのため、特に考えられてはいなかった。

しかし、広く県民に配布されるものの中には、検討の余地があるものが見受けられた。

第4 組織及び運営の合理化に資するための意見

本年度の行政監査は、「県が発行する刊行物の作成及び活用状況について」を監査対象事務とし、本府38機関（対象刊行物41件）を選定し、各種の刊行物がそれぞれの目的に沿ってどのように作成され、活用されているかについて監査した。

今回監査対象とした刊行物については、おおむね適切に作成され、配布されていったが、今後、県が刊行物を作成し、発行するに当たっては、特に次の点に留意されたい。

(各部主管課)

(広聴広報課)

(環境政策課)

1 刊行物の目的及び必要性について

定期刊行物の中には、発行が重ねられていく中で、配布先や作成部数等について目的や必要性に沿った検討が十分行われないまま作成されているものがあった。刊行物の作成に当たっては、その目的及び必要性に照らし、内容、配布先、作成部数等について十分検討されたい。

2 編集協議の実施について

刊行物を作成するに当たっては、グループや課内で十分編集協議を行うとともに、必要に応じて他課や関係機関等にも意見を求めるなど、より効果的な内容となるよう努められたい。

3 刊行物作成に係る事務手続について

刊行物発注の際には、規格、紙質、納入方法など必要な事項を記載した印刷仕様書を適切に作成されたい。

また、印刷に併せて電子データを納入させる場合や再生紙を使用する場合にはその旨を仕様書に明記されたい。

予備として必要以上に印刷したものや、配布する必要性を十分検討しないまま従前と同様の部数を印刷されたものがあったが、配布先での活用状況を調査する等により作成部数の積算を適切に行われたい。

4 再生紙の使用及び表示について

環境に配慮する観点から、現在県において推進されている「島根県グリーン調達推進方針」に基づく再生紙の優先的使用について、さらに徹底されたい。

また、使用した場合の統一的な表示方法について検討されたい。

5 インターネットによる情報提供の推進について

インターネットによる情報発信は、広く一斉に情報を届けることができるという利点があるので、印刷物の発行だけではなくインターネットとの併用に引き続き積極的に取り組まれたい。

また、配布先が行政機関や関係団体に限定されている刊行物については、経費節減や森林資源の保護などの観点から、インターネットへの移行について検討されたい。

なお、内容をホームページに掲載する場合は、インターネットの利用が可能な関係機関等については刊行物の配布を見直されたい。

6 刊行物の作成上の留意点について

専門用語や外来語を使用する場合は、読者の視点に立って、注釈等による説明や適切な言い換え（平成15年10月10日付け総務部長通知）等の工夫を行い、簡潔で分りやすい表記・表現に心がけて情報提供するようにされたい。

また、刊行物について読者からの問い合わせに対応するため、少なくとも課名、電話番号を表示するとともに、FAX番号、メールアドレスについてもできる限り表示するようにされたい。

7 刊行物の活用について

刊行物は、作成しただけではその目的を達成していることにはならず、適切に配布され、活用されることが重要であるが、市町村や関係団体等に配布した後に、その評価・意見の把握や残部数の確認が行われていないものがほとんどであった。

については、必要に応じて掲載内容、配布方法等についての意見の聴取、アンケート調査の実施、配布先への残部数の照会等を行い、その結果を今後の刊行物の発行に生かされたい。

監査を実施した41件の刊行物は、平成19年度に県が発行したものの中であり、他の刊行物についても同様に改善又は検討を要するものがあると考えられるので、刊行物を作成するに当たって共通の基準となる作成指針を策定するなど、適切な措置を講じられたい。

別表1

平成20年度行政監査実施機関一覧表

区分	監査実施機関		
政策企画局（3課）	政策企画監室	広聴広報課	統計調査課
総務部（4課）	総務課 消防防災課	財政課	税務課
地域振興部（2課）	交通対策課	土地資源対策課	
環境生活部（5課）	環境生活総務課 文化国際課	人権同和対策課 自然環境課	環境政策課
健康福祉部（4課）	健康推進課 薬事衛生課	高齢者福祉課	青少年家庭課
農林水産部（7課）	農林水産総務課 農村整備課 水産課	農業経営課 林業課	農畜産振興課 森林整備課
商工労働部（4課）	商工政策課 雇用政策課	観光振興課	産業振興課
土木部（4課）	道路建設課 建築住宅課	高速道路推進課	下水道推進課
教育委員会（4課）	教育庁総務課 文化財課	保健体育課	生涯学習課
警察本部（1課）	会計課		
計		38課	

別表 2

監査対象刊行物一覧

機関名	刊行物番号	刊行物の名称	発行目的	形式種類	サイズ	ページ数	作成部数
政策企画監室	1	ふるさと納税制度のお願い	PRのため	リーフレット	110mm×228mm 4つ折り	7	4,000
広聴広報課	2	フォトしまね	県民へ県政の主要施策や課題などについて周知するため	冊子	A4	24 or 28	261,000
"	3	シマネスク	県外へ向けて島根をPRするため	冊子	A4	20	11,000
統計調査課	4	平成19年度版統計指標でみる島根のすがた	情報提供のため	冊子	A4	194	500
総務課	5	「竹島 かえれ島と海」(竹島問題啓発パンフレット)	啓発のため	リーフレット	A4	6	5,000
財政課	6	島根の財政	財政状況の公表等	冊子	A4	83	800
税務課	7	知っておきたい県税の知識	県税の制度周知	冊子	A4	50	2,400
消防防災課	8	しまね原子力広報誌「アトムの広場」号外	ブルサーマルについて県民の理解促進、知識の普及を図るため	パンフレット	A4	8	200,000
交通対策課	9	交通安全アドバイスカード	高齢者の安全運転対策のため	その他 [手帳、地図等]	B6	1	5,000
土地資源対策課	10	平成19年度島根県地価ハンドブック	公共事業関係者を始め、広く県民に最新の地価情報を提供し、土地取引に役立ててもらうため	冊子	A4	178	350
環境生活総務課	11	啓発誌「しまねの女と男」	男女共同参画に関する様々な情報を、関係機関等を通じ広く県民に提供することにより意思啓発を行い男女共同参画社会の実現への関心と認識を深める	冊子	A4	12	4,000
"	12	気をつけよう高齢者を狙う悪質商法	県民への啓発のため	パンフレット	A4	4	10,000
人権同和対策課	13	一人ひとりを大切に (1)21世紀は人権の世紀 (2)考え方あなたの人権 わたしの人権 (3)同和問題との出会い直し	県民への啓発のため	パンフレット	A4	4	各20,000
文化国際課	14	情報誌(いもじよも・夢の港・ジマネアン)	中国・韓国・英語圏と島根県の国際交流を推進するため	パンフレット	A4	8	3,000
自然環境課	15	自然観察モデルコース —改訂版—	登山客に対するガイド目的のため	冊子	A5	73	500
環境政策課	16	しまねCO2ダイエット行動モデル	地球温暖化防止啓発	パンフレット	A4	4	5,000
健康推進課	17	島根県たばこ対策指針	県民への啓発のため	冊子	A4	23	3,300
高齢者福祉課	18	日本一の田舎づくり計画	検討委員会からの報告を普及・説明するため	冊子	A4	42	1,000
青少年家庭課	19	島根県の児童虐待の現状	県民への啓発のため	チラシ	A4	1	120,000
薬事衛生課	20	自分を大切に 友達を大切に(エイズ普及パンフレット小学生用)	各保健所で実施する「ストップエイズ出張講座」で使用するため	パンフレット	A4	8	5,000
農林水産総務課	21	しゃべる手帳	遭島使に配布するため	その他 [手帳、地図等]	85mm×160mm	98	500
農業経営課	22	島根県は「企業の農業参入」を積極的に支援します (企業の農業参入促進リーフレット)	企業の農業参入状況、参入事例、支援策等を紹介することにより、企業の農業参入を促進するため	リーフレット	A4	6	3,000

機関名	刊行物番号	刊行物の名称	発行目的	形式種類	サイズ	ページ数	作成部数
農畜産振興課	23	「環境を守る農業宣言」チラシ(生産者・各種団体用)	「環境を守る農業宣言」の周知及び募集	チラシ	A4	1	50,000
農村整備課	24	しまねの農業農村整備すごろく	農業農村整備に対する県民理解促進	その他 [手帳、地図等]	A2	2	1,000
"	25	しまねの農村景観フォトコンテスト10周年記念入賞作品集	島根県の優れた農山村の景観を保全するう県民意識の高揚を図るため	冊子	A4	116	520
林業課	26	みーも通信 春号	「水と緑の森づくり」の取組みや情報を広く県民へ伝える。	冊子	A4	8	40,000
森林整備課	27	クマの被害にあわないために!	クマ生息及び出没地域の住民への普及啓発とするため	リーフレット	A4	2	2,000
水産課	28	「水産のしおり」改訂版	県民(特に小学生)に島根の水産についてわかりやすく周知するため	冊子	A4	20	400
商工政策課	29	平成19年度商工労働部広報誌	商工労働部の取り組みや事業成果を県外在住者等に対しPRし、様々な形で島根の応援をしてもらうと共にUIターンの効果を期待するため	冊子	A4	8	10,000
観光振興課	30	しまねパーフェクトガイドマップ	しまねを訪れる観光客に観光情報を見提供するため	その他 [手帳、地図等]	A1変形 特殊折り	1	130,000
産業振興課	31	デザインを活用した商品づくりハンドブック	県民向けの啓発	冊子	A5	62	500
雇用政策課	32	公正な採用選考をめざして	県内事業所に対して就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促すため	冊子	A4	81	6,500
道路建設課	33	しまねの道づくり	道路整備に関する取り組みを周知するため	冊子	A4	26	2,000
高速道路推進課	34	島根県民が必要とする高速道路 整備効果と将来イメージ	市町村及び関係団体等への事業概要等の周知のため	パンフレット	A4	18	1,322
下水道推進課	35	しまねの下水道	下水道の普及・啓発広報用として	パンフレット	A4	8	2,000
建築住宅課	36	耐震対策啓発パンフレット ①一般向け ②高齢者向け	耐震改修促進法等の県民、民間事業者等に広く周知するため	パンフレット	A4	2つ折り	6,500
教育庁総務課	37	教育しまね	県民への啓発のため	リーフレット	B3 2つ折り	4	86,100 ×2回
保健体育課	38	食の学習ノート増刷 (低学年)	食に関する指導の学習資料	冊子	A4	16	6,500
生涯学習課	39	放課後子どもプラン リーフレット	放課後子どもプランの基本理念を示すとともにその実施に当たり、各小学校区毎で検討の場(検討委員会等)における検討のポイントを示すため	リーフレット	A4 3つ折り	6	3,000
文化財課	40	石見銀山遺跡パンフレット (日・英・韓・中)	石見銀山遺跡の情報発信、普及啓発	パンフレット	A4	16	16,000
警察本部	41	警察広報用パンフレット	庁舎見学・各種教室開催時等に警察の業務内容の説明のため	パンフレット	A4	8	5,000

資料

行政監査結果の概要

I 刊行物の目的及び必要性について

刊行物の目的	ア 2件 (5%)	イ 3件 (7%)	ウ 5件 (12%)	エ 19件(47%)	オ 3件 (7%)	カ 3件 (7%)	キ 6件(15%)
				ア…事業の構想・基本計画 イ…事業実施概要書、事業報告書、統計書、白書 ウ…事業実施に係る補助資料(手引き、解説書等) エ…事業等の啓発 オ…制度の周知		カ…観光促進 キ…その他	

II 刊行物の作成及び配布状況について

原稿の作成	業者が作成 5件(12%)	
	担当者が作成 36件(88%)	
レイアウト、デザイン等の作成	担当者が作成 23件(56%)	
	業者が作成 18件(44%)	
編集協議の実施の有無	有 33件(80%)	
	無 8件(20%)	
編集協議への広報主任等の参加の有無	有 15件(37%)	
	無 26件(63%)	
執行伺いの有無	有 41件(100%)	
印刷仕様書の有無	有 34件(83%)	
	無 7件(17%)	
予定価格の積算根拠の有無	有 41件(100%)	
作成部数の積算根拠の有無	有 41件(100%)	
再生紙使用の有無	有 33件(80%)	
	無 8件(20%)	
再生紙使用の表示の有無	有 9件(27%)	
	無 24件(73%)	
県政情報センターへの送付の必要性の有無	有 29件(71%)	
	無 12件(29%)	
電子情報との併用の有無	有 33件(80%)	
	無 8件(20%)	

III 刊行物の作成上の留意点について

問い合わせ先等の記載の有無

有 41件(100%)

写真、イラスト、統計資料の
使用の有無

有 41件(100%)

IV 刊行物の広告掲載について

広告掲載の有無

有 3件(7%)

無 38件(93%)

平成 20 年度行政監査の結果に関する報告書

平成 21 年 3 月発行

島根県監査委員

〒 690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651 (代表)

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansainkai/>

メールアドレス kansa @ pref.shimane.lg.jp

この刊行物は、環境にやさしい再生紙を使用しています。